

# 虐待防止のための指針

グループホームほっかぽか

## 虐待防止のための指針 目次

1	理念 .....	3
2	根拠となる法律と障がい者虐待の定義 .....	3
3	虐待防止のための基本方針.....	3
	(1) 虐待防止委員会の設置.....	3
	(2) 研修の実施 .....	4
	(3) 虐待発生時の対応 .....	4
4	指針の閲覧について.....	5

## 1 理念

障がい者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障がい者虐待防止法の理念に基づき、障がい者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、障がい者虐待に該当する行為を行いません。

## 2 根拠となる法律と障がい者虐待の定義

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が平成 24 年 10 月から施行されました。障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について第 2 条第 7 項で次のように定義しています。

- ① 身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は 正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき 職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3 虐待防止のための基本方針

### (1) 虐待防止委員会の設置

虐待防止に向けて虐待防止委員会を設置し、定期的に（年 1 回以上）開催します。尚、当該委員会は「身体拘束等適正化委員会」と同時に開催できるものとします。

#### ① 設置目的

- ・ 虐待防止のための指針の整備
- ・ 虐待防止のための職員研修の開催や内容の検討
- ・ 職員が虐待を把握した場合の市町村へ通報が迅速に行われるための整備
- ・ 職員が相談しやすい環境の整備

- ・ 職員の虐待に関する意識、ストレスチェック等の調査の実施及び分析
- ・ 虐待等が発生した場合の発生原因等の分析と再発防止策の検討

## ② 委員会の構成員

	役職
委員長	事業部長
虐待防止マネジャー	サービス管理責任者
委員	1. 世話人・生活支援員（常勤職員） 2. 本社職員（請求事務担当）

## (2) 研修の実施

- ・ 管理者およびサービス管理責任者は外部研修を受講する。
- ・ 職員に対し定期的な研修（年1回以上）を実施する。
- ・ 職員の新規採用時には採用後1ヶ月以内に研修を実施する。

## (3) 虐待発生時の対応

職員等が虐待を発見した際、障害者虐待防止法に基づき市区町村に通報する義務があります。虐待は権利侵害であり、隠さずに通報を行うことで利用者を守ります。

### ① 虐待発見時の対応（通報と報告方法）

- ・ 職員等が虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、速やかに「松本市障害者虐待防止センター」に通報し、同時に虐待防止委員長または虐待防止マネジャーへ報告する。
- ・ 職員による通報が難しい場合、当該職員は虐待防止委員長または虐待防止マネジャーへ報告し、報告を受けた者が速やかに「松本市障害者虐待防止センター」に通報する。

松本市障害者虐待防止センター	障がい福祉課：0263-34-3212（直通） 西部福祉課：0263-92-3002（直通）
----------------	---

### ② 通報後の対応

- ・ 虐待を受けたと思われる利用者のご家族へも速やかに報告し誠意をもって対応する。
- ・ 市からの連絡や立ち入り調査に協力する。
- ・ 通報をした職員に不利益が生じないように、報告を受けた虐待防止委員長ならびに虐待防止マネジャーは配慮する。

- ・ 事案が発生した前後の状況を時系列に調査し、背景要因の検討を行い、報告書へまとめる。ご家族へも報告する。
  - ・ 再発防止策を立て、計画的に行い、委員会で定期的に検討する
- ③ 当該事案が虐待と認定された場合
- ・ 外部の第三者にも加わっていただき、法人として検証と再発防止策を立て、これを公表する。
  - ・ 虐待を行った者に対して、就業規則による処分を行う。

#### 4 指針の閲覧について

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し、職員や利用者及び家族等が自由に閲覧できるようにします。

付則 令和4年10月1日より施行する